

## ○やまぐち休み方改革推進イクボス表彰実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち休み方改革推進イクボス表彰（以下「表彰」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰)

第2条 知事は、こどものために休むことが当たり前となる社会環境の実現に向けて、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図るため、やまぐち“とも×いく”応援企業またはやまぐち子育て応援企業に勤務する管理職のうち、イクボス（部下の子育てをはじめとする生活と仕事との両立を支援する上司をいう。以下同じ。）の取組を積極的に行い、他の模範となるものを表彰し、広く県民に紹介するものとする。

### (公募)

第3条 知事は、表彰の対象となるイクボスを公募するものとする。

2 イクボスを推薦しようとする事業者は、必要な書類を添えて期日までに応募するものとする。

### (表彰の基準)

第4条 表彰の対象となるイクボスは、次の各号のいずれにも該当する管理職であって、その実績が顕著であり、特に優良と認められるものとする。

- (1) 組織において、率先して業務効率を上げるための工夫などを通じて、部下など周囲の職員に対し、子育てをはじめとする生活と仕事との両立に向けた配慮・工夫等の支援をしていること。また、組織において、育児休業・年次有給休暇等の積極的な取得がされていること。
- (2) 自らの仕事と生活の充実を図っていること。また、自らの育児休業・年次有給休暇等の積極的な取得がされていること。
- (3) 知事が実施する育児休業・年次有給休暇等の取得促進のための啓発事業に協力すること。
- (4) イクボスが勤務する企業等について、過去3年間に労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上表彰するのにふさわしくない行為がないこと。

### (選考委員会)

第5条 授賞候補者の選考は、選考委員会において行う。

2 選考委員会は、次に掲げる者のうちから知事が選任する委員5人以内をもって構成する。

- (1) 経済団体及び労働団体の役職員
- (2) 関係行政機関及び県の職員
- (3) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年以内とし、委員ごとに定める。ただし、再任を妨げない。

4 選考委員会に委員長を置き、県の職員から選任された委員をもって充てる。

### (表彰の方法及び期日)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰は、毎年1回別に定める期日に行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

この要綱は、令和6年4月9日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## ○やまぐち休み方改革推進イクボス表彰実施要領

この要領は、やまぐち休み方改革推進イクボス表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### 1 公募について（要綱第3条関係）

(1) 表彰の対象となるイクボスの要件は、次のとおりとする。

ア 複数の従業員（部下）を統括する者であって、やまぐち“とも×いく”応援企業またはやまぐち子育て応援企業の県内の事業所に勤務する者であること。

イ 事業所の代表者（代表取締役等）でないこと。

(2) イクボスを推薦する事業者は、表彰の推薦までにやまぐち“とも×いく”応援企業またはやまぐち子育て応援企業の届出をした事業者とする。

(3) 要綱第3条第2項の必要な書類は、別に定める様式（要綱第4条第1号から第2号までの取組内容等を記入したもの）とする。その他、必要に応じて別途書類を求めるものとする。

### 2 表彰の基準について（要綱第4条関係）

要綱第4条第3号に規定する重大な違反又は表彰するのにふさわしくない行為は、次のとおりとする。

ア 過去3年間に労使間で個別のトラブルがあり、あっせん機関によるあっせん等を受けたことがあること。

イ 過去3年間に労働基準法等の重大な法令違反等で国から指導を受けたことがあること。

ウ 過去3年間に反社会的な行為により、県又は国から指導等を受けたことがあること。

エ その他社会通念上表彰にふさわしくない問題があること。

### 3 選考委員会について（要綱第5条関係）

(1) 選考委員会は、産業労働部長が招集する。

(2) 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(3) 選考委員会は、推薦のあったイクボスを別に定める審査基準に基づき総合的に評価し、授賞候補者を選考するものとする。この場合において、授賞候補者の数は、1企業につき1名とする。

(4) 授賞候補者の選考は、出席した委員の過半数で決するものとする。

(5) 授賞候補者の選考に当たっては、必要に応じ、推薦のあったイクボス及びその勤務する事業者に対し、訪問等により状況調査を行うものとする。

## 附 則

この要領は、平成27年7月13日から施行する。

この要領は、平成28年4月22日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月9日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。